

7 医第 2 号
令和 7 年(2025 年) 4 月 3 日

保健福祉事務所長 様
中核市保健所長 様

健康福祉部長
(公印省略)

「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」の
一部改正について（通知）

このことについて、別添のとおり厚生労働省から通知がありました。
内容は、かかりつけ医機能報告制度等の規定が整備され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されることを周知するものです。
ついては、内容について御承知おきいただくとともに、貴管下医療機関及び関係団体への周知をお願いします。
なお、一般社団法人長野県医師会へは別添のとおり通知しました。

(問合せ先) 担 当：医療政策課企画管理係 宮坂 電 話：026-235-7145（直通） 026-232-0111（代表）内線 2681 E-mail：kikaku-kanri@pref.nagano.lg.jp
